

佐井村脱炭素先行地域づくり事業関連補助金

補助金申請の手引き

事業者対象

「脱炭素先行地域」とは…

脱炭素先行地域とは、国が「地域脱炭素ロードマップ」及び「地球温暖化対策計画」に基づき、2030年までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロを実現するとともに、その他の温室効果ガス排出削減についても、日本全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域をいいます。

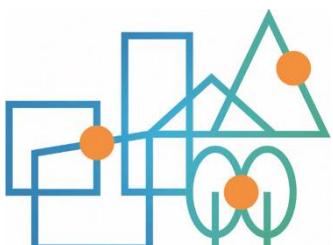
佐井村は、村全域を対象とする事業提案を行い、令和5年4月に脱炭素先行地域として環境省から選定を受けています。

詳細な補助の条件、申請書の記載方法、添付書類、手続等に関しましては、

補助金事務局又は村役場総合戦略課までお問い合わせください。

以下、村役場のホームページより関連書類のダウンロードが可能です。

佐井村脱炭素先行地域づくり事業関連補助金について（総合戦略課）



脱炭素先行地域
青森県佐井村

<問合せ先・申請書等提出先>

【補助事業問合せ先】

株式会社ナレッジリーン（村業務委託先） 内補助金事務局

電話：03-6825-0969（直通）

メールアドレス：sai■kmri.co.jp ※■は@に入れ替えてください。

【申請書提出先】

〒039-4711 佐井村大字佐井字糠森20

佐井村役場 住民生活課 住民係（庁舎1階）

電話：0175-38-2111（代表）

【事業全般に関する問合せ先】

佐井村役場 総合戦略課（庁舎2階）

電話：0175-38-2111（代表）

<目次>

<u>1 補助事業の概要</u>	· · · · ·	P.3
<u>2 申請の時期・受付期間</u>	· · · · ·	P.4
<u>3 「事業者対象」の定義</u>	· · · · ·	P.4
<u>4 各種補助メニューの内容</u>	· · · · ·	P.7
(1) 太陽光発電等再エネ設備導入補助金	· · · · ·	
(2) 地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金	· · · · ·	P.11
(3) 電気自動車等導入普及促進事業補助金	· · · · ·	P.14
<u>5 補助金の請求について</u>	· · · · ·	P.17
<u>6 補助金の概算払いについて</u>	· · · · ·	P.17
<u>7 その他</u>	· · · · ·	P.17

I 補助事業の概要

○名称：佐井村脱炭素先行地域づくり事業関連補助金

○目的：国が定める脱炭素ロードマップに基づき、該当の地域（脱炭素先行地域）において、2030年までに前倒しして民生部門（家庭・事務所など※）の電力使用に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現することを目指します。

○事業の位置づけ：

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、環境省から佐井村に交付される交付金を財源として、佐井村から本補助事業の対象者となる方へ補助金として交付する「間接補助事業」です。そのため、村の補助金の交付に当たっては、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付要件として環境省が定める条件を満たす必要があります。

（1）対象事業

①太陽光発電等再エネ設備導入補助金（P. 7～）

地域の自然エネルギーの有効利用及びその普及を促進し、地球温暖化防止に資するため、環境への負荷の少ない太陽光エネルギーを利用した太陽光発電システム等を導入した者に対し、補助するものです

②地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金（P. 11～）

既存住宅の断熱性を高めるための改修や事業所への省エネ設備の導入を促進し、効率的なエネルギー利用を目指すため、省CO₂効果を得られる機器の設置を補助するものです。

③電気自動車等導入普及促進事業補助金（P. 14～）

再生可能エネルギーの有効活用と災害時等の電源確保を図り、温室効果ガスの排出量削減及びレジリエンスの強化を推進するため、電気自動車等を導入する者に対し、補助するものです。

（2）補助率等

対象事業ごとに異なります。詳細は各対象事業のページをご確認ください。

なお、他の国庫支出金を財源とする補助金等との併用はできません。

事業者様が実施される事業については、「仕入税額控除制度」を考慮し、対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額を含めないものとします。

（3）事業費について

対象となる設備等を検討される際は、設備の性能を勘案したうえで、複数の事業者の見積もりを比較検討する等を行い、費用効率性が十分に確保されていることを必ず確認してください。

（4）申請方法

原則として、対象事業の契約・着工前に村役場に交付申請書及び必要な添付書類を提出することにより行います。電気自動車等導入普及促進事業補助金のみ、必要書類が揃い次第交付申請書を提出することにより行います。

申請書の受付窓口は、村役場1階の住民生活課です。申請順などの確認の必要から、郵送での申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。

補助金申請には審査があります。対象事業を実施する際には、あらかじめ交付の条件などについて十分に確認を行ったうえで実施してください。ご不明な点は補助金事務局又は村役場総合戦略課までお問い合わせください。

2 申請の時期・受付期間

申請の受付期間は毎年決定します。

令和5年度分の補助金は、令和5年10月1日以降に着手した事業が対象です。

また令和5年度分の受付期間は、令和6年1月31日（水）（必着）までです。

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

※受付を終了する場合は、ホームページにてお知らせします。

3 「事業者対象」の定義

- ・一般住宅以外の「アパート」や「マンション」（大家・管理会社等の貸主側が設置する場合）、「事務所（オフィス）」、「店舗」、「工場」、「研究所」、「畜舎」等のすべてを含みます。⇒「一般住宅」（個人用住宅）以外のすべてを指します。
- ・また、「店舗兼用（併用）住宅」の場合、「一般住宅」と「店舗・事業所・畜舎」等、同一電力契約内で1つのシステム（太陽光発電設備等）より複数の棟に接続を行いたい場合も、「一般住宅対象」ではなく、「事業所等」が対象となる「事業者対象」として申請してください。

※「民生部門」と「産業部門」の区別について

本補助金は主として「民生部門」の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現していく観点から、環境省への実績報告（再生可能エネルギーの自家消費率、CO2削減量etc...）は、「民生部門」と「産業部門」で区別してのデータの報告が必要となります。

例えば、とある牧場で、「住宅、事務所と牛舎」が一体となっている建物等、民生部門（家庭部門・業務その他部門）と産業部門、どちらへの接続もされている場合の一体導入も可能です。

ただし、上記のように、民生部門・産業部門を区別した発電量等の把握が必要となります。（太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付要綱でも、一般住宅：30%、事業者：50%以上を太陽光発電設備で発電した電力を使用することと規定されています。）

同一電力契約内で複数の建物への配電を検討されている方は、交付申請前にお問い合わせください。民生部門・産業部門の把握のため、計測方法についてご相談させていただくことがあります。

※「民生部門」とは...？

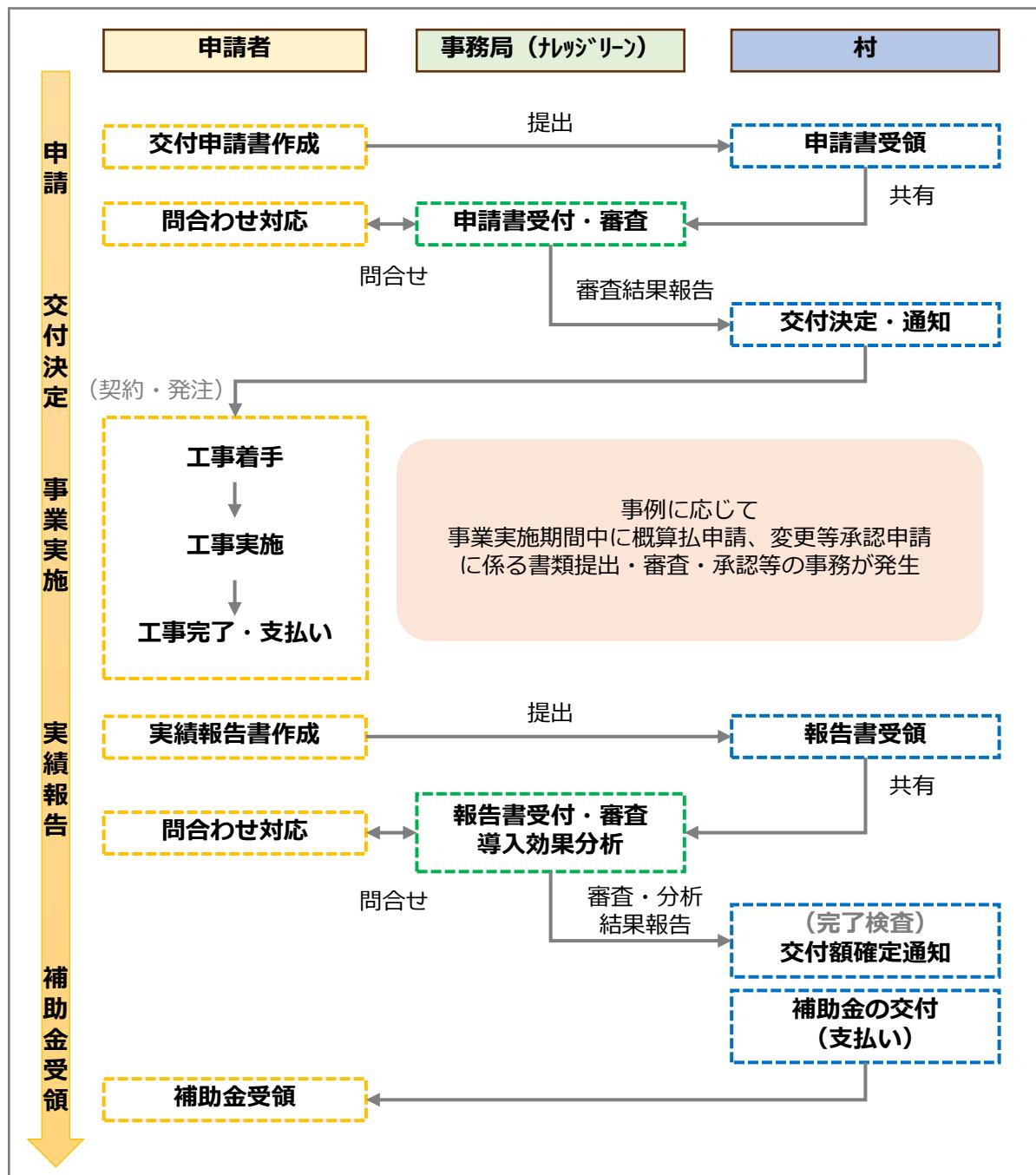
各種補助制度の対象となる「民生部門」とは、国の総合エネルギー統計の分類によっており、家庭部門（一般家庭）と業務その他部門（事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないもの）に分類されます。

そのため、住宅のほか、事務所や店舗等のサービス施設などにおける対象事業の実施についても、本補助金の交付対象となります。（なお、製造業等は除かれます。）

（「業務その他部門」の例：情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融業、保険業、不動産業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業など）

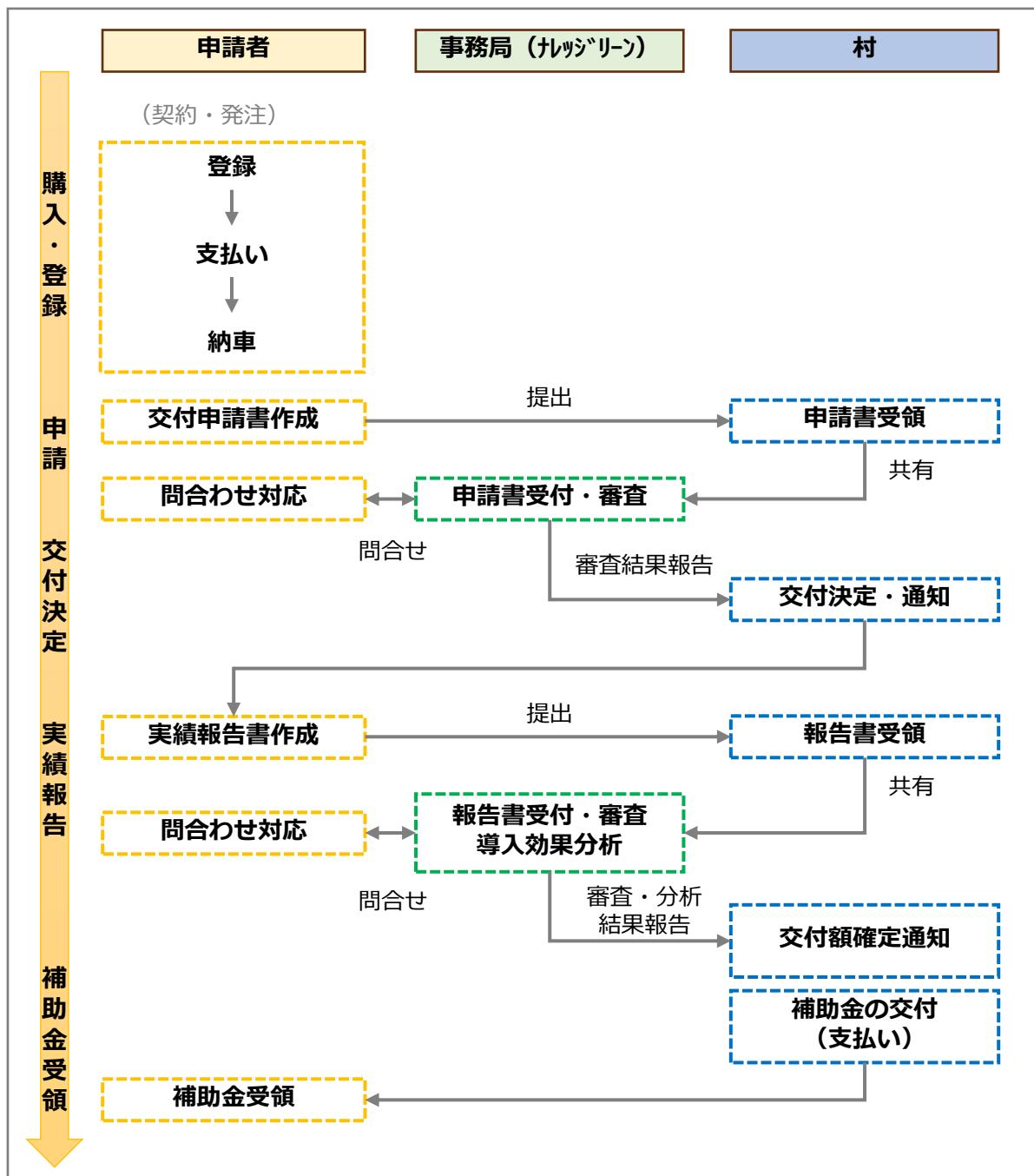
【申請から補助金受領までの流れ】

①太陽光発電等再エネ設備導入補助金、②地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金



【申請から補助金受領までの流れ】

③電気自動車等導入普及促進事業補助金



4 各種補助メニューの内容

(I) 太陽光発電等再エネ設備導入補助金

①事業の目的

地域の自然エネルギーの有効利用及びその普及を促進し、地球温暖化防止に資するため、環境への負荷の少ない太陽光エネルギーを利用した太陽光発電システムを導入した者に対し、補助するものです。

②補助対象者

- ・設置者が佐井村税等を滞納していない事業所。佐井村以外の者は、現に住所を有する市町村税を滞納していないこと。
- ・自己が所有しない事業所等に対象システムを設置する場合にあっては、当該事業所等の所有者の承諾を得ていること。なお、事業実施者が補助対象者であること。
- ・再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- ・第三者所有型である電力購入契約（PPA モデル）又はリース契約での導入としないこと。

③交付の条件

- ・法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反して使用し、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、又は担保に供しないこと。（災害等で処分する場合で、予め承認を得た場合は除く。）
- ・法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度等への登録を行わないこと。
- ・環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等の計測機器及び通信機器一式を設置すること。（費用は補助対象経費になります。）
- ・本補助事業により導入する太陽光発電設備で発電して自家内で消費した電力量を、発電量の50%以上とすること※。

※法定耐用年数の期間中は、自家消費率 [= (発電量 - 売電量) ÷ 発電量] > 50となること。

④対象設備・補助率

対象システム	太陽光発電設備	定置用蓄電池	V2H充放電設備
対象となる部品	<ul style="list-style-type: none">○太陽電池モジュール○架台○インバータ○保護装置○接続箱○直流側開閉器○交流側開閉器○配線及び配線器具○村指定の発電量等の○計測機器及び通信機器一式○その他付属機器ならびに設置工事(配線や電気工事等)に要する	<ul style="list-style-type: none">○蓄電池本体○電力変換装置(パワーコンディショナー等)○配線及び配線器具○その他付属機器ならびに設置工事(配線や電気工事等)に要する経費	<ul style="list-style-type: none">○V2H本体○電力変換装置(パワーコンディショナー等)○配線及び配線器具○その他付属機器ならびに設置工事(配線や電気工事等)に要する経費

	る経費		
補助額	対象となる経費の合計額の2/3 (1,000 円未満の端数切り捨て)	対象となる経費の合計額の3/4 (1,000 円未満の端数切り捨て)	対象となる経費の合計額の3/4 (1,000 円未満の端数切り捨て)
補助上限額	上記3種類の各システムの補助金の算出額を合計し、30,000千円まで		

⑤対象設備の条件について

(共通)

- ・未使用品であること（中古品は対象外）。
- ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
- ・各種法令等を遵守した設備及び設置方法であること。
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領の脱炭素先行地域づくり事業の交付要件を満たすこと。

<参考> ※以下URLより交付要件を確認することができます。

・環境省 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙Ⅰ・先行地域対象事業要件）

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-2-CDS-jisshi-yoko-ex1-senko-chiiki-taisho-yoken-230113.pdf>

(太陽光発電設備)

- ・一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けていること、又は、同等以上の性能、品質が確認されていること。加えて、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであること。

(定置用蓄電池)

- ・再生可能エネルギー発電設備を接続すること。
- ・リチウムイオン蓄電池または同等以上の性能を持ち蓄電池部安全基準(JISC8715-2 と同等規格)及び蓄電システム部(JISC4412 と同等規格)を満たす製品であること。
- ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ・下北地域広域行政事務組合火災予防条例に基づき、必要に応じて設置届出書を消防署へ提出すること。

(V2H充放電設備)

- ・電気自動車、プラグインハイブリット自動車から電力の取り出し及び電気自動車等への充電を行う装置であること。
- ・再生可能エネルギー発電設備を接続すること。
- ・「CEV 補助金」で補助対象となる銘柄であること。

<参考> CEV補助金の情報は、以下URLより確認することができます。

<https://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html>

⑥対象経費について

- ・補助金交付の対象となる経費は、④対象設備の部品設置に要する経費です。
- ・設備設置可否の調査、設備設置のための屋根補強その他太陽光発電設備の設置に直接必要と認められない経費を除きます。

⑦添付書類等

◎交付申請（契約・着工前に提出してください）

- 佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付申請書（様式第1号）
- 佐井村内に住所を有する者にあっては、村税等納入状況調査承諾書（様式第3号）
その他の者にあっては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書
- 対象システム設置に関する費用の内訳が記載された契約書等の写し
(第4条別表の経費内訳が記載されているもの)
- 太陽光発電については最大出力値の合計が確認できるものの写し及び太陽光モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかる図面、蓄電池（安全JIS規格・同等規格相当）、V2Hについては仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面
- 住宅等の所有者の承諾書（様式第4号、当該住宅が申請者の所有ではない場合のみ）
- 誓約書（別添様式）
- その他村長が必要と認める書類

◎実績報告（事業終了後30日以内または2月29日のいずれか早い日までに提出してください）

- 佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金補助事業実績報告書（様式第9号）
- 対象設備の設置状況を撮影した写真
- 対象設備の設置費に係る領収書の写し（第4条別表の経費内訳が記載されているもの）
- 定置用蓄電池若しくはV2H充電設備のみの導入の場合は、設置済みである再生可能エネルギー発電設備の契約確認書の写し
- 最終の工事請負契約書の写し
- 太陽光発電設備で発電した電力の自家消費率「50%以上」が判断できる写真やデータ
※発電モニター画面の写真や発電量、売電量のデータの写し等
- その他村長が必要と認める書類

⑧事前着手について

原則として、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできません。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業（契約・発注行為）を実施しようとする場合において、事前着手届（様式第6号）を提出してください。やむを得ない事由の判断等については、補助金事務局又は住民生活課へ個別にお問い合わせください。

⑨補助対象経費の変更について

事業着手中に、本補助事業の内容又は本補助事業に要する経費を変更する場合は、あらかじめ「佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金変更等承認申請書（様式第7号）」を提出してください。対象経費の変更が起こる可能性が発生した際には、速やかに補助金事務局又は住民生活課へご相談ください。

⑩施工業者等、事業者による代理申請について

申請は申請者若しくは施工業者等に提出（役場に持参）いただくこととなります。申請者以外が申請を行う際には、代理申請に係る委任状（様式第2号）を提出してください。

(2) 地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金

①事業の目的

既存住宅の断熱性を高めるための改修や事業所への省エネ設備の導入を促進し、効率的なエネルギー利用を目指すため、省CO₂効果を得られる機器の設置を補助するものです。

②補助対象者

- ・本村内の事業所等に対象設備を設置（既存設備との入れ替えを含む）し、又は対象設備の設置された事業所等を購入する場合は、新規に対象設備を設置すること。
- ・設置者が佐井村税等を滞納していない事業所。佐井村以外の者は、現に住所を有する市町村税を滞納していないこと。
- ・自己が所有しない事業所等に対象システムを設置する場合にあっては、当該事業所等の所有者の承諾を得ていること。なお、事業実施者が補助対象者であること。

③対象設備・補助率

対象機器	高効率空調機器	高効率照明機器	高効率給湯器
補助対象経費	○設備本体 ○その他付属機器 ○工事費(据付・配線・配管工事等)		
補助額	対象経費の2／3		

④対象設備の条件について

(共通)

- ・未使用品であること（中古品は対象外）。
- ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
- ・各種法令等を遵守した設備及び設置方法であること。
- ・対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度等への登録をしないこと。
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和5年1月13日環地域事発第23011131号）の脱炭素先行地域づくり事業の交付要件を満たすこと。

＜参考＞ ※以下URLより交付要件を確認することができます。

・環境省 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙Ⅰ・先行地域対象事業要件）

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-2-CDS-jisshi-yoko-ex1-senko-chiiki-taisho-yoken-230113.pdf>

(高効率空調機器)

- ・従来の空調機器等に対して省CO₂効果が得られるもの。

※新規導入の場合は、一般的な設備と比較した場合の省CO₂効果を示してください。

○一般的な設備・・最新の省エネ空調機器のカタログ等に掲載されている空調機器で、対象設

備と能力が対象設備と同じ、又は同程度の空調機器

○一般的な設備のAPF(通年エネルギー消費効率)やCOP（エネルギー消費効率）等の平均値と対象設備の数値を比較検討するなどして、省CO₂効果を示してください。

<参考>

- ・経済産業省 資源エネルギー庁 省エネ性能能力タログ電子版
<https://seihinjyoho.go.jp/catalog/>

(高効率照明機器)

- ・調光制御機能を有するLEDに限る。

※調光制御機能を有するLEDとは、

- ①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）
- ②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する）
- ③在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）のいずれかの機能を有するLEDのことを指します。
※ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設に対して避難施設等の運営に活用する照明を導入する場合や、再エネ一体型屋外照明を導入する場合は、調光制御機能を有していないLEDでも構いません。

(高効率給湯器)

- ・これまで事業所等で使用していた従来型の給湯器を入れ換えるもの又は新たに設置すること。
- ・次のア～エに掲げるもので、従来の給湯機器等に対して省CO₂効果が得られるもの。
 - ア、自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器（エコキュート）
 - イ、高効率直圧式石油給湯器（エコフィール）
 - ウ、LPGガスを燃料とする潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）
 - エ、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（エコワン）

⑤対象経費について

- ・補助金交付の対象となる経費は、対象の製品等の購入及び当該製品等の通常の設置に要する工事費を対象とします。

⑥添付書類等

◎交付申請（契約・着工前に提出してください）

- 佐井村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 佐井村内に住所を有する者にあっては、村税等納入状況調査承諾書（様式第3号）
　その他の者にあっては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書
- 自己が所有しない事業所等に設置する場合は、所有者の承諾書（様式第4号）
- 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し）

- 法人の場合は役員名簿
 - 申請者の住所と異なる支店等を使用の本拠地とする場合は、申請者と支店等の関係性及び支店等の住所がわかる資料
 - 経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し
 - 該当機器の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面
 - 従来使用していた該当機器の写真 ※新規導入の場合は不要
 - 従来使用していた該当機器の型番が確認できる書類
※新規導入の場合は比較対象とする従来機器等の型番が確認できる書類
 - 本事業により導入する該当機器が、従来の該当機器等に対して省CO₂効果が得られる事を証明する書類等※
※省CO₂効果については、環境省が公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」や「脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルガイドブック」等に基づき、算定してください。この他明確な根拠を基にした、妥当性が認められる方法で算定していただくことも可能です。
- <参考> ※以下URLより算定用のガイドブックを確認することができます。
- 環境省
- ・地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請用>
 - ・脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルガイドブック
- https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

- ◎実績報告（事業終了後30日以内または2月29日のいずれか早い日までに提出してください）
- 佐井村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金実績報告書（様式第10号）
 - 対象機器の設置状況を撮影した写真
 - 対象機器の設置費に係る領収書及び契約書がある場合は契約書の写し（経費内訳が記載されているもの）

⑦事前着手について

原則として、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできません。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業（契約・発注行為）を実施しようとする場合において、事前着手届（様式第6号）を提出してください。やむを得ない事由の判断等については、補助金事務局又は住民生活課へ個別にお問い合わせください。

⑧補助対象経費の変更について

事業着手中に、本補助事業の内容又は本補助事業に要する経費を変更する場合は、あらかじめ「佐井村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金変更等承認申請書（様式第7号）」を提出してください。

対象経費の変更が起こる可能性が発生した際には、速やかに補助金事務局又は住民生活課へご

相談ください。

⑨施工業者等、事業者による代理申請について

申請は申請者若しくは施工業者等に提出（役場に持参）いただくこととなります。申請者以外が申請を行う際には、代理申請に係る委任状（様式第2号）を提出してください。

(3) 電気自動車等導入普及促進事業補助金

①事業の目的

再生可能エネルギーの有効活用と災害時等の電源確保を図り、温室効果ガスの排出量削減及びレジリエンスの強化を推進するため、電気自動車等を導入する者に対し、補助するものです。

②補助対象者

- ・佐井村の住民票に記載されている者であること。なお、法人の場合は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書において、事業所等の住所が村内の住所となっていること。
- ・原則として再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること。
- ・経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」の交付を受けずに補助対象自動車を購入する者であること。
- ・村税等を滞納していないこと。
- ・補助対象者は補助対象自動車の購入者であり、かつ補助対象自動車の自動車検査証上の所有者であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入の場合は、補助対象者が契約者となっており、かつ自動車検査証上の所有者が自動車会社またはローン会社等であること。

③対象自動車・補助率

補助対象自動車	○電気自動車 ○プラグインハイブリット自動車
補助対象経費	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金(CEV補助金)の交付規程に基づき算定された額
補助額	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金(CEV補助金)の銘柄ごとの補助金交付額を限度として、蓄電容量×1/2×4万円/kWhで算出された額

④対象自動車の条件について

- ・自動車検査証の使用の本拠の位置が、佐井村内の住所となる自動車であること。
- ・自動車検査証の初度登録年月日が、令和5年10月1日以降であること。
- ・同一年度内における申請可能台数は1台。

⑤対象経費について

- ・値引きがある場合は値引き後の価格、下取車がある場合は下取価格を差し引いた額
- ・インターネットオークション、フリマアプリ、個人売買での購入は補助対象外

⑥添付書類等

◎交付申請（必要書類が揃い次第提出してください）

□佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）

- 個人事業主の場合、住民票の写し。補助対象車両の使用の本拠地が住民票の住所と異なる場合は、事務所の住所がわかる書類
- 法人の場合は、法人登記簿謄本等の写し及び役員名簿。申請者の住所と異なる支店等を使用の本拠地とする場合は、申請者と支店等の関係性及び支店等の住所がわかる資料
- 佐井村内に住所を有する者にあっては、村税等納入状況調査承諾書（別紙Ⅰ）、その他の者にあっては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書
- 自動車検査証の写し及び購入車両の写真
- 車両購入に係る売買契約書の写し

◎実績報告（事業終了後30日以内または2月29日のいずれか早い日までに提出してください）

- 佐井村電気自動車等導入普及促進事業補助金実績報告書（様式第3号）
- 車両代金の支払を確認できる書類

5 補助金の請求について

- ・補助金事業終了の、実績報告書の様式を事業終了の日から30日以内または2月29日のいずれか早い日までに村役場住民生活課までご提出ください。
- ・報告する者は補助金の交付決定を受けた方とし、本人名義の口座を指定してください。
- ・報告書には、補助金申請書に押印したものと同じ印影の印鑑を使用してください。
- ・実績報告書を審査後、お支払日を通知します。

6 補助金の概算払いについて

- ・①太陽光発電等再エネ設備導入補助金及び②地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金については、村長が必要であると認めたとき、事業終了前に補助金の支払いを受けることができます。
- ・概算払いを受けた場合、実績報告にて確定した補助額になるよう、補助金の追加交付もしくは返還を求めることがあります。

7 その他

- ・補助金により取得した財産には、処分制限期間（財産を撤去・廃棄したり譲渡したりすることができない期間）が存在します。原則として、法定耐用年数の間、実際に利用することが求められます。
- ・補助金を受け取られた方に対しては、本補助制度の効果を確認する目的で、エネルギーの使用状況等に関する報告等をいただくことがあります。補助金申請に関する書類は、最低5年間保存するとともに、住宅における電力の使用状況等の記録を残していただく必要があります。
- ・虚偽の申請や報告により補助金の交付決定を受けた場合、交付決定者の承認を受けずに補助金交付の対象となる財産を処分した場合などは、各交付要綱の定めにより交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。
- ・法定耐用年数については、以下の通りです

設備等	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
定置用蓄電池	6年
V2H充電設備	
高効率空調機器※	
高効率給湯機器	15年
高効率照明機器	6年 (軽自動車:4年)
電気自動車	
プラグインハイブリッド自動車	

※「建物付属設備」に分類される業務用空調機器は、法定耐用年数が13年または15年になる場合があります。